

「森永奉仕会賞」交付内規

(目 的)

第 1 条 定款第 4 条第 1 項 2 号に基づく、本法人の目的に関連した調査・研究機関または研究者に対する交付金は、「森永奉仕会賞」と称し、その交付方法その他については、この内規の定めるところによる。

(交付対象)

第 2 条 この森永奉仕会賞は、各専門学会において定款第 3 条に関連して、顕著なる功績ありと認められる団体または研究者に対し交付する。

(交付金額)

第 3 条 この森永奉仕会賞の交付金額は、各年度変動するが、その決定は理事会の決議による。

(募 集)

第 4 条 この森永奉仕会賞の交付を求める調査・研究機関または研究者の募集要領は、各年度本法人の理事会で決し、関係専門学会に通知する。

(申請手続)

第 5 条 この森永奉仕会賞の交付を求める調査・研究機関または研究者は、本法人所定の申請書に必要事項記入の上、調査・研究機関の代表責任者の推薦を受け、所属学会経由にて本法人の理事長宛てに提出するものとし、自薦は認めない。

2 調査・研究機関の代表責任者とは、大学にあっては、申請者が所属する組織の教授をいう。

教授が申請者の場合は、学部長（単科大学の場合は学長）とする。その他の機関にあっては、その機関の長とする。

(審 査)

第 6 条 前条の申請者に関しては、所属学会にその審査・推薦を委嘱する。

当該学会より推薦された申請書は、本法人の理事会においてその採否を決定する。

(資料の提供)

第 7 条 本法人は、第 5 条の申請書に記入された事項以外に、必要とする資料の提供を求めることができる。